

はじめに

本報告書は財務省国際局調査課の委託により三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングが実施した「対内直接投資及び対外直接投資に関する調査」についての報告書である。

平成 15 年 3 月に対日投資会議が決定した「対日直接投資促進策の推進について」にも謳われているとおり、対日直接投資は、新しい技術や革新的な経営ノウハウをもたらすとともに、新商品、サービスの供給やリスクマネーの提供を通じて、雇用機会の確保にもつながるため、経済活性化の有効な手段である。そこで、我が国においては対日投資会議および同専門部会での議論をも踏まえ、対日投資拡大に向けた取組み¹が行われているところである。平成 16 年度の届出・報告ベースでの対内直接投資は、合計金額 37,459 百万ドルと、10 年前の 10 倍近い水準となっている。業種としては、10 数年前には機械や化学などの製造業分野が多かったのに対し、近年では金融や通信等の非製造業分野が中心となっている。

こうしたなか、対内投資の増加および株式保有・出資のあり方の急激な変化などを踏まえ、本年 10 月に電波法および放送法が改正され、地上放送についてこれまでの直接出資規制に加えて間接出資規制が導入された。この際、米国やフランス等の諸外国においてもこの分野で間接出資規制が存在することが規制導入の根拠として挙げられており、我が国の規制を検討する上で諸外国の制度の現状やその背景が有益である好例となっていた。

諸外国の外資規制に目を向けると、米国では、いわゆる「エクソン・フロリオ条項」に基づき、財務省の米国内外国投資委員会（CFIUS）が安全保障の観点から投資審査を行う権限を有するとともに、連邦レベルでは航空、海運、エネルギー、金融といった分野に外資規制が存在するが、2001 年の同時多発テロ以降、安全保障に対する認識が高まったことが審査に影響を与えているとの見方もある。また、フランスに関しては、本年夏、米国企業がフランスの代表的な食品・飲料メーカーの買収に動くとの観測が流れたため危機感が強まったことを契機に、外資参入規制を強化する法案を欧州議会に提出する方向であるとの新聞報道があった。

このように、各国とも、対内直接投資の奨励策をとり、全般的には規制緩和を進めながらも、安全保障、需給調整、さらには国益の維持などを目的に規制政策が維持・導入されているのが現状である。

主要国の外資規制に関わる法・規制、運用の現状と方向性について把握することは、今後の我が国の対日直接投資促進のための施策及び適切な規制のあり方の検討にとって有用

¹ 「Invest Japan」と呼ばれる総合案内窓口の設置(<http://www.investment-japan.net/jp/index.htm>)を含む投資促進のプログラムが行われている。

であるとともに、開発途上国に対して紹介することを通じて対開発途上国投資の拡大に資することもできる。そこで、主要国の対内直接投資に係る外資規制の現状と最近の議論について調査を行った。